

平成30年第8回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成30年8月10日（金）午前 9時32分
- ・閉会日時 平成30年8月10日（金）午前 10時04分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席農業委員 10名
 - 1番 井川 輝征 2番 尾上 春樹 3番 宮本 和市
 - 4番 藤井 雅史 5番 谷口 孝一 6番 塚本 壽
 - 8番 田口 昭広 9番 寺本真理子 10番 阪口 修一
 - 11番 片山 幸弘
- ・欠席農業委員 1名
 - 7番 草野 義雄
- ・出席農地利用最適化推進委員 13名
 - 1番 本郷 昭博 2番 牧 正徳 3番 中川 光春
 - 4番 矢野 解光 5番 田口 宗一 6番 下崎 省一
 - 7番 宮島 正文 8番 坂口 恵美子 9番 道園 浩二
 - 10番 小崎 良一 11番 木川 保 12番 一川 清
 - 13番 野田 和夫
- ・欠席農地利用最適化推進委員 2名
 - 14番 湧上 米作 15番 山田 和治
- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局 長 福田 貴司 事務局次長 平田 秀臣
 - 係 長 川田 康幸 参 事 白菊 大志
- ・議事
 - 日程第1 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第2 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
 - 日程第4 議案第35号 農用地利用集積計画の審議について
 - 日程第5 議案第36号 農地法違反事案の報告審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から平成30年第8回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 7番草野委員、14番渕上推進委員、15番山田推進委員から欠席の報告があります。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は8番田口昭広委員、9番寺本眞理子委員に指名します。 それでは議事に入ります。 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の1ページをお願いします。 議案第32号農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、労力不足のため、売り渡す。譲受人事由ですが、自宅に隣接しており、耕作に便利のため買い受ける。となっています。 総会資料1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「芦北インター」から北側に約400mの位置で譲受人自宅の隣接地になります。現地確認では何も作付けはされていませんでしたが、草刈等の管理はされていきました。 調査書の1ページをお願いします。契約の種類は売買、申請理由は1人世帯で労力不足のため、耕作管理できないので、自宅に隣接している譲受人へ売り渡すということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 2番。申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所、氏名については記載のとおりです。譲渡人事由ですが、高齢のため、後継者へ贈与する。譲受人事由ですが、贈与を受け、引き続き耕作管理する。となっています。 総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は「身体障害者医療施設つわぶきの里」から北側に約100mの位置になります。現

	地確認では水稻が作付けしており、譲り受け後も引き続き水稻を作付けするということでした。 調査書の２ページをお願いします。契約の種類は贈与、申請理由は高齢のため、後継者へ贈与するということです。譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり不許可要件に該当しません。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件を８番の田口昭広委員にお願いします。
田口昭広 委員	事務局から申し上げたとおりで、詳しく説明していただきましたが、別に何も問題は無いかと思います。皆様方のご承諾よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の田口宗一推進委員から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	２番の案件を４番の藤井委員にお願いします。
藤井委員	事務局からありましたとおり、贈与ということですので、問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の道園推進委員から何かございましたらお願いします。
道園 推進委員	自宅のすぐそばで管理もできやすいところでしたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第３２号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第３３号「農地法第４条の規定により許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

川田係長	議案書の 2 ページをお願いします。 議案第 3 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 1 番。申請地の詳細、申請人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地 1 はダロープ亭の手前、約 2 5 0 m の位置で申請地 2 は約 5 0 0 m の位置にあり、どちらも町道沿いになります。現地確認では申請地 1 はクヌギ、申請地 2 は杉が植林してありました 4 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。5 ページをお願いします。農地の広がり は 2 , 7 4 5 m² です。 調査書の 3 ページをお願いします。 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり が 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地(その他の農地) に該当します。 申請理由及び代替の可能性ですが「申請地周辺は山林となっており、陽当たりが悪く耕作に適していないため植林する」案件です。もう、既に施工済みですので、始末書が添付されています。 代替性については、植林であり、施工済みですので代替の可能性はありません。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、既に施工済みであり資金計画、事業計画等も問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を 1 番の井川委員にお願いします。
井川委員	説明します。ただいま事務局から詳しく説明頂きました。全くそのとおりでありますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の宮島推進委員から何かございましたらお願いします。
宮島 推進委員	説明のとおりですが、周囲が全部山になっておりますので、問題ないと思います。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 3 3 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)

	それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 3 4 号「農地法第 5 条の規定により許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 3 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番。申請地の詳細、譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は女島の平生橋から南側に約 1 3 0 m の位置になります。7 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。8 ページをお願いします。農地の広がり は 4 6 0 m²です。 調査書の 4 ページをお願いします。 契約の種類は贈与になります。 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり が 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地(その他の農地)に該当します。 申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は町外に住んでいたが、約 5 0 年前、町内に移住するときに住宅を新築したものであり、今回、息子へ贈与するにあたって地目変更登記を行う案件です。5 0 年位前に施工済であり、始末書が添付されています。 代替性については、もう既に施工済ですが、記載のとおり検討されています。 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、既に施工済みであり資金計画、事業計画等も問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を 4 番の藤井委員にお願いします。

藤井委員	今事務局から説明がありましたが、ここに書いてあるとおり50年前に転用して息子に贈与ということで、登記を見たところびっくりされたそうであります。事務局からありましたように贈与に関しては何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当地区の道園推進委員から何かございましたらお願いします。
道園 推進委員	事務局から説明があったとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第34号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第35号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の4ページをお願いします。 議案第35号農用地利用集積計画の審議について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 所有権移転の部1番。これは、農地中間管理機構の特例事業で農業公社を通した農地の売買事業になります。土地の詳細及び所有権移転関係者の住所・氏名は記載のとおりです。転売の相手先は備考欄のとおりです。 この事業は譲渡所得税、不動産取得税、登録免許税等の税控除のメリットがありますが、事業を活用できる要件は、農振農用地区域内の農地に限られており、また、譲受人が認定農業者等であるなどあつせん候補者名簿に登載されていることが要件になります。 議案書の5ページをお願いします。 賃貸借権設定の部1番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の2年間です。賃借料は備考欄のとおりです。 2番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の2年間です。賃借料は備考欄のとおりです。

	3 番。利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 10 年間です。賃借料は備考欄のとおりです。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 35 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に賃貸借権設定の部です。 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については原案のとおり決定しました。 次に議案第 36 号「農地法違反事案の報告審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 36 号 農地法違反事案の報告審議について。 農振法、農地法違反事案処理要領第 4 の（3）に基づく報告について、本会の議決を求めるものです。 違反転用地の詳細、違反転用者の住所・氏名については記載のとおりです。 違反転用事案は「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可を受けずに、当該農地に植林をしている。」 知事への報告理由は「違反転用者に対し、口頭指導、文書指導、文書勧告を行ったが、改善是正の意向はなく、勧告に従わない案件であり、農地法に基づく知事の命令等が必要であると認められるため」です。 詳細は、資料 1「議案第 36 号 農地法違反事案の報告審議について」により説

	明します。 1 ページをお願いします。違反転用箇所の位置図を載せています。 2 ページをお願いします。7月27日現在の「A農地」の状況です。未だに違反転用状態でした。近景の写真のように、檜がだいぶ大きくなっていました。 3 ページをお願いします。「B農地」の状況です。こちらも違反転用状態でした。近景の写真は「くぬぎ」ですが、こちらも、だいぶ大きくなっていました。 4 ページをお願いします。「C農地」の状況です。こちらも違反転用状態でした。まだ大きくなっていませんが、耕作放棄地の状態で枯れてはいないようでした。 5 ページをお願いします。農振法、農地法違法事案処理要領に基づく事務処理及び違反転用農地A・B・Cについて違反転用の概要を記載しております。 この処理要領に基づき、【A】農地～【C】農地の全ての農地において6月11日付けで「勧告」を行いました。勧告内容は「7月12日までに農地に復元すること」としていましたが、先ほどの写真のように全ての農地について、勧告に従わず違反転用状態でしたので、県に対して「違反転用事案報告」を行うものです。 6 ページ、7 ページが違反転用事案報告書（案）になります。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第36号につきまして、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 それでは、お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。